

II 医療と介護の円滑な連携のために

(1) 堺市高齢者支援ネットワークについて

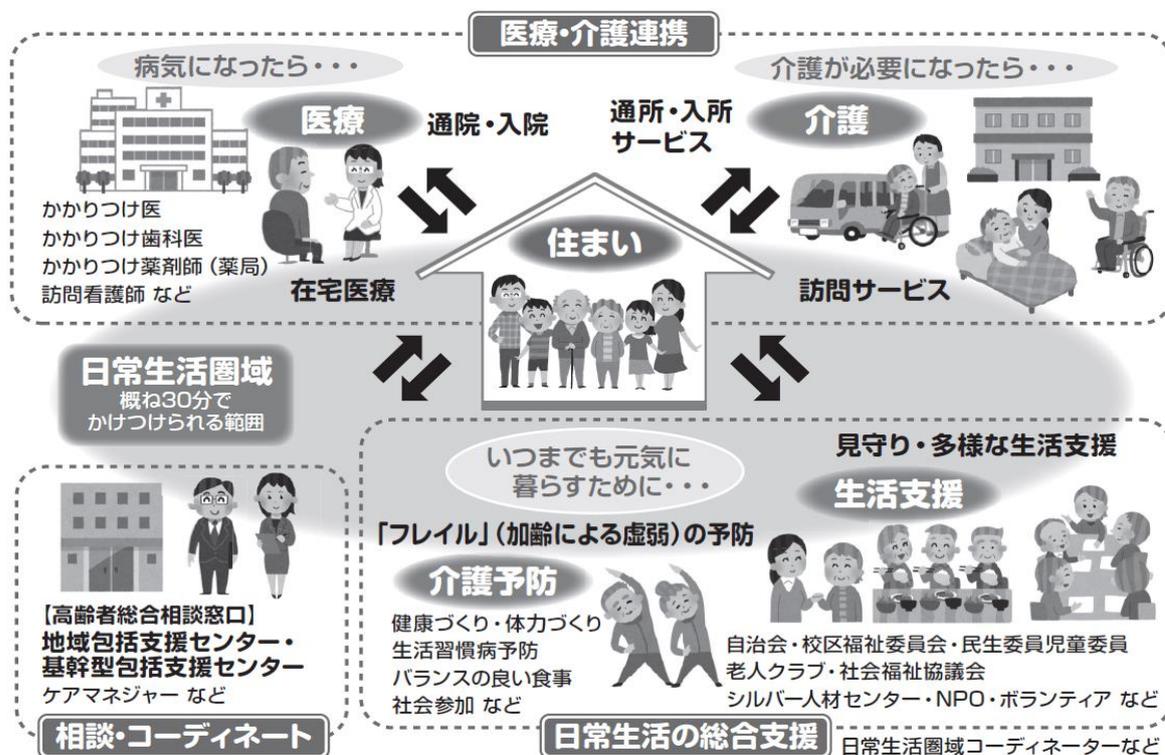
◎堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例

堺市における高齢者を取り巻く状況として、今後、2025年にむけ65歳以上の高齢者の中で、75歳以上の後期高齢者が増加すると推計されており、今後ますます介護や医療の支援を必要とする方が増加すると予想されます。また、市民の皆様は住み慣れた地域で暮らし続けたいと希望される方が7割を超えており、自宅や住み慣れた地域で生活を続けるためには、必要なサービスや支援を身近な場所で受けられる仕組みが必要となってきます。

そのため、堺市は平成30年10月「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を制定しました。この条例は「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」の実現をめざし、高齢者の尊厳の保持と自立支援を基本とすること等を基本理念としています。自らできる範囲で自ら取り組むこと（自助）、家族や地域で互いに助け合うこと（互助）、社会保険制度を始めとした、組織化・制度化された助け合い（共助）、税にもとづく社会保障等による行政の補完（公助）の考え方にに基づき、市、医療介護等関係者、市民みんなで地域包括ケアシステムを推進していくことを明記しています。

なかでも、高齢者が必要な医療・介護サービスを受けるためには、地域における医療機関と介護関係者の連携が重要です。

在宅医療と介護連携を推進する事業として、医療や介護関係者を対象とした多職種協働事例検討会や講演会、また市民向けの地域交流セミナーを各区別に開催しています。



◎在宅医療・介護連携の推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくためには、行政、多職種、地域住民が連携し、高齢者を地域で支えていくための体制づくりが重要です。介護が必要な高齢者の在宅での生活を支えるため、在宅医療・介護連携推進事業として国が8つの項目を示しており、様々な取り組みを進めています。

- ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出・対応策の検討
- ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ) 医療・介護関係者の研修
- キ) 地域住民への普及啓発
- ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

これらの項目の整備に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉・介護職等と連携体制を構築し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等とともに全市的な基盤整備をめざしています。

◎堺市における地域包括支援センター

堺市は、高齢化の進行に伴い複雑かつ多様化する高齢者福祉ニーズに対応するため、各区1ヶ所（計7ヶ所）の基幹型包括支援センターと、各日常生活圏域に1ヶ所ずつ計21ヶ所の地域包括支援センターを設置しています。

それぞれの地域包括支援センターの所在地等については、P50「V 相談窓口一覧」を参照してください。

（2）堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議（いいともネットさかい）について

「I このマニュアルの趣旨・目的」の冒頭にもありますように、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていけるための仕組み（地域包括ケアシステム）の実現にあたっては、医療機関や介護事業者をはじめとした多職種が互いに連携し、緊密なネットワークを構築することが不可欠です。

堺市においては、平成20年11月に医師会主導のもと「堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議」（いいともネットさかい）が発足、さらに、平成23年2月にはその専門部会である「堺地域『医療と介護の連携強化』病院連絡協議会」（C・Cコネット）が発足し、連携強化にかかる様々な課題に取り組んでいます。

◎「堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議」（いいともネットさかい）

「いいともネットさかい」は、平成20年11月、医師会主導のもと発足しました。この会議では、医療と介護に関わる関係者が一堂に集まり、意見交換や情報交換を通じて、堺市における医療と介護の連携についての現状を把握し、共通かつ全市的に取り組むべき課題を検討するとともに、医療と介護に従事する多職種の関係者に対する研修や情報提供なども行っていくことを目的としています。

構成メンバー

- ・堺市医師会
- ・堺市歯科医師会
- ・狭山美原歯科医師会
- ・堺市薬剤師会
- ・大阪府歯科衛生士会堺支部
- ・大阪府訪問看護ステーション協会堺ブロック
- ・大阪介護支援専門員協会堺ブロック
- ・介護支援ネットワーク協議会・さかい
- ・認知症疾患医療センター
- ・C・Cコネット
- ・堺市社会福祉施設協議会 老人施設部会
- ・大阪介護老人保健施設協会
- ・さかい地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・堺市
- ・堺市社会福祉協議会

事務局

堺市社会福祉協議会（包括支援センター統括課）

これまでの経過、取り組み

平成20年11月 発 足

会議の愛称・・・「いいともネットさかい」

※高齢者のいのちといきがいを支えるためにともに力になるう

平成21年10月	「堺市版 医療と介護の連携マニュアル」の作成、配布
平成22年4月	「主治医意見書予診票」の作成、運用開始
平成23年～	「多職種協働での事例検討会」の開催
平成24年～	「堺市における在宅医療ネットワーク講演会」の開催
平成26年6月	「堺市版 医療と介護の連携マニュアル」の改訂
平成28年～	「市民向け地域交流セミナー」の開催 2区/年

◎「堺地域『医療と介護の連携強化』病院連絡協議会」(C・Cコネット)

「いいともネットさかい」は「医療と介護の連携マニュアル」作成や事例検討会の開催を通じ、高齢者支援にかかる医療と介護のネットワークづくりに幅広く取り組んできましたが、一方、病院と介護従事者との連携をより進めるため、平成23年2月、堺市内の地域医療支援病院などが中心となり、「堺地域『医療と介護の連携強化』病院連絡協議会(C・Cコネット)」が発足しました。

「C・Cコネット」は、「いいともネットさかい」の専門部会として位置づけられており、地域における病院関係者と福祉・介護従事者の相互間における利用者の情報共有と連携を強化し、先を見越した支援、在宅から病院あるいは病院から在宅へのスムーズな移行、医療情報に基づくケアプランの作成など、利用者に切れ目のない医療と介護のサービスを提供できる、互いの連携体制を構築することを目的としています。

構成メンバー

- ・堺市内の急性期病院、療養型病院、精神科病院
- ・大阪介護支援専門員協会堺ブロック
- ・大阪府訪問看護ステーション協会堺ブロック
- ・さかい地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・堺市社会福祉協議会

事務局

堺市社会福祉協議会 (包括支援センター統括課)

これまでの経過、取り組み

平成23年2月 発 足

会議の愛称・・・「C・Cコネット」

※Cure (治療) Care (介護) をコネクト (つなぐ)

平成23年～	「堺市病院連絡窓口一覧表」の作成 年一回更新
平成24年12月	「入院時連携シート」の作成、運用開始
平成24年～	「介護支援専門員等病院見学実習」実施
平成26年～平成28年	「病棟看護師・退院調整看護師むけ研修会」開催
平成29年～	「病院看護師等介護事業所見学実習」実施
平成29年～	「堺市における医療と介護を考える研修」開催
平成30年6月	「入院時連携シート」の改訂

(3) 堺地域医療連携支援センターについて

医療・介護・保健・介護予防・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムでは、医療と介護が大きな要素となります。複数で慢性に経過し治ることが難しい高齢者の疾患の再発や悪化を防ぎ、病気とともに生活をしていくためには、適切な在宅医療と、生活を支える介護サービスが必要です。両者を効率的に提供するには、医療と介護に関係する多くの職種による多方面からの対応と、それぞれのサービスを協調的に相互補完する横のつながりを持った医療介護連携が大切です。

医療介護連携を推進するためには、医療機関情報の提示や在宅医療ネットワーク講演会のような一方向の情報提供でなく、在宅での医療・ケアで生じた問題を相談し解決できるような双方向に対応する窓口が求められます。医療介護連携強化のため、国が提示した「在宅医療介護連携推進事業」の項目のひとつに「(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援」があります。堺市が実施する「在宅医療介護連携推進事業」を受け、堺市医師会館内に地域医療室『堺地域医療連携支援センター』を設置しました。当センターは、高齢者が医療・介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、病院での急性期から慢性期医療、そして在宅医療まで切れ目のない医療を目指して、地域の医療・介護関係者から在宅医療・介護連携に関する相談を受け付け、在宅診療医、かかりつけ医の紹介などの情報提供や、医療と介護の連携調整などの相談、支援を行います。

業務内容

堺地域医療連携支援センター

1. 在宅医療・介護連携に関する資料整理・保管
2. 入院から在宅移行のための退院支援
3. かかりつけ医の紹介・在宅診療医の紹介
4. 在宅医療体制強化のための訪問看護導入相談
5. 在宅医療関係機関との調整
6. 在宅医療の診療報酬請求・在宅療養支援診療所届出支援
7. 在宅医療の後方支援の確保
8. その他 在宅医療介護連携に関すること

堺地域医療連携支援センター



連絡先

TEL 072-221-3030

FAX 072-221-3031

【開設】平成29年7月21日

【事業手法・事業主体】事業手法：堺市から堺市医師会への委託 事業主体：堺市医師会

【人員体制】在宅医療介護コーディネータ1名、事務員1名

【場所】堺市医師会館 2階 堺市堺区甲斐町東3-2-26

【相談日】月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

相談事例

居宅介護支援事業所より

1. 専門科(泌尿器科・耳鼻科など)で往診をしてもらえる医療機関を紹介してほしい。
2. 現在のかかりつけ医を変えたい。別のかかりつけ医を見つけるにはどうすればよいか。
3. かかりつけ医が急に入院し、診療ができなくなった。別のかかりつけ医を紹介してほしい。
4. 急性期病院から、退院後は近医に受診するようにと言われた。今までかかっていた医療機関までは遠いので近医の診療所を紹介してほしい。

病院より

1. 退院後に入る在宅診療医を探してほしい。
2. ターミナル期の患者が退院するにあたり、在宅診療医と訪問看護STを紹介してほしい。
3. 退院に際し、かかりつけ医を探しているが、患者が「今までかかっていた先生はもう診てくれない」と言っている。在宅診療を行う、かかりつけ医を紹介してほしい。

診療所より

1. 診療報酬について
2. 居宅療養管理指導について
3. 在宅で使用する物品について
4. 連携する他職種のことについて相談したい

在宅医療に関する
幅広い支援を行います

お気軽に
ご相談ください



(4) 口腔管理の重要性

～ 在宅療養者に対する看護師、支援するスタッフや介護者の役割 ～

在宅や施設で療養されている方は高齢者が多く、また様々な疾患を抱えています。高齢者では特に寝たきりになることで廃用が進みやすく、口腔機能の低下から誤嚥性肺炎にもなります。安全な摂食のため、また誤嚥性肺炎や口腔機能の廃用予防のため、介護者等による日々の口腔のケアはとても重要です。

口腔のケアとは「歯、舌、粘膜、義歯などの器質的ケアと、それらを使って食べたり、話したりする機能を維持・回復するための機能的ケアの2つに分けて考えるとよい」と言われています。

口腔のケアの必要性には、以下が挙げられています。

1) 誤嚥性肺炎の予防

誤嚥性肺炎は食物を誤嚥することで発症しますが、絶食中の場合でも口腔内に貯留した唾液の誤嚥や逆流してきた胃液を誤嚥することでも起こります。口腔内には多くの微生物が生息し、歯や舌、義歯に付着した食物残渣や微生物から歯垢（プラーク）や舌苔などが形成されます。歯垢や舌苔に含まれる口腔内細菌はう蝕、歯周病だけでなく、誤嚥性肺炎や感染性心内膜炎、敗血症など全身疾患の原因菌ともなります。しかし、口腔のケアを行うことで口腔内細菌をある程度抑えることができます。これにより少量の唾液を誤嚥したとしても、肺炎に直接関与するのを予防することができます。

2) 唾液の作用を引き出す

唾液には咀嚼や嚥下運動を助ける、消化作用や洗浄・抗菌作用といった感染防御、発声・発音の口唇・舌の動きを滑らかにする働きなど、様々な機能があります。人間は食べていると唾液分泌が多くなりますが絶食中の方にはその働きがどうしても弱まってきます。唾液による自浄作用は肺炎防止にもなります。よって絶食中の口腔内に刺激を与えて唾液分泌を促し、作用を引き出すことが必要になってきます。

3) 廃用性症候群の予防

寝たきり状態が続くと特に高齢者では身体の拘縮が進み、廃用性症候群になります。それと同様に口腔周囲筋群の廃用が起こる要因としては、活動性の低下や発語量の減少、絶食、臥床状態などがあります。口腔周囲の筋肉や舌・口唇の廃用が進むと、開口困難や舌の動かしにくさからしゃべりにくいなどの症状が出てきます。口腔周囲の筋機能訓練や摂食機能訓練などで予防することが重要です。

4) 脳の活性化

食べ物を咀嚼や嚥下することや口腔内で味わうこと、温かい・冷たい・硬い・やわらかいを感じることが脳を活性化させます。大脳皮質の運動野や知覚野の1/3を占める部分が口腔器官に関する部分であるからです。絶食中であつたとしても、口腔のケアによる口腔内マッサージや味覚刺激を行うことが脳の刺激にもつながります。

以上のことから、口腔のケアは口腔内の清掃目的だけでなく、機能を維持・回復するための機能面に対する目的でもあることがわかります。在宅や施設で療養されている方ご本人やご家族の口腔のケアに対する優先度や希望、理解度も様々であるため、統一された方法での口腔のケアを継続するのは困難である現状でもあります。その中で口腔のケアの必要性を理解した看護師や支援するスタッフが携わることは、口腔内状況が改善されることにつながっていきます。

(5) 歯科訪問診療について

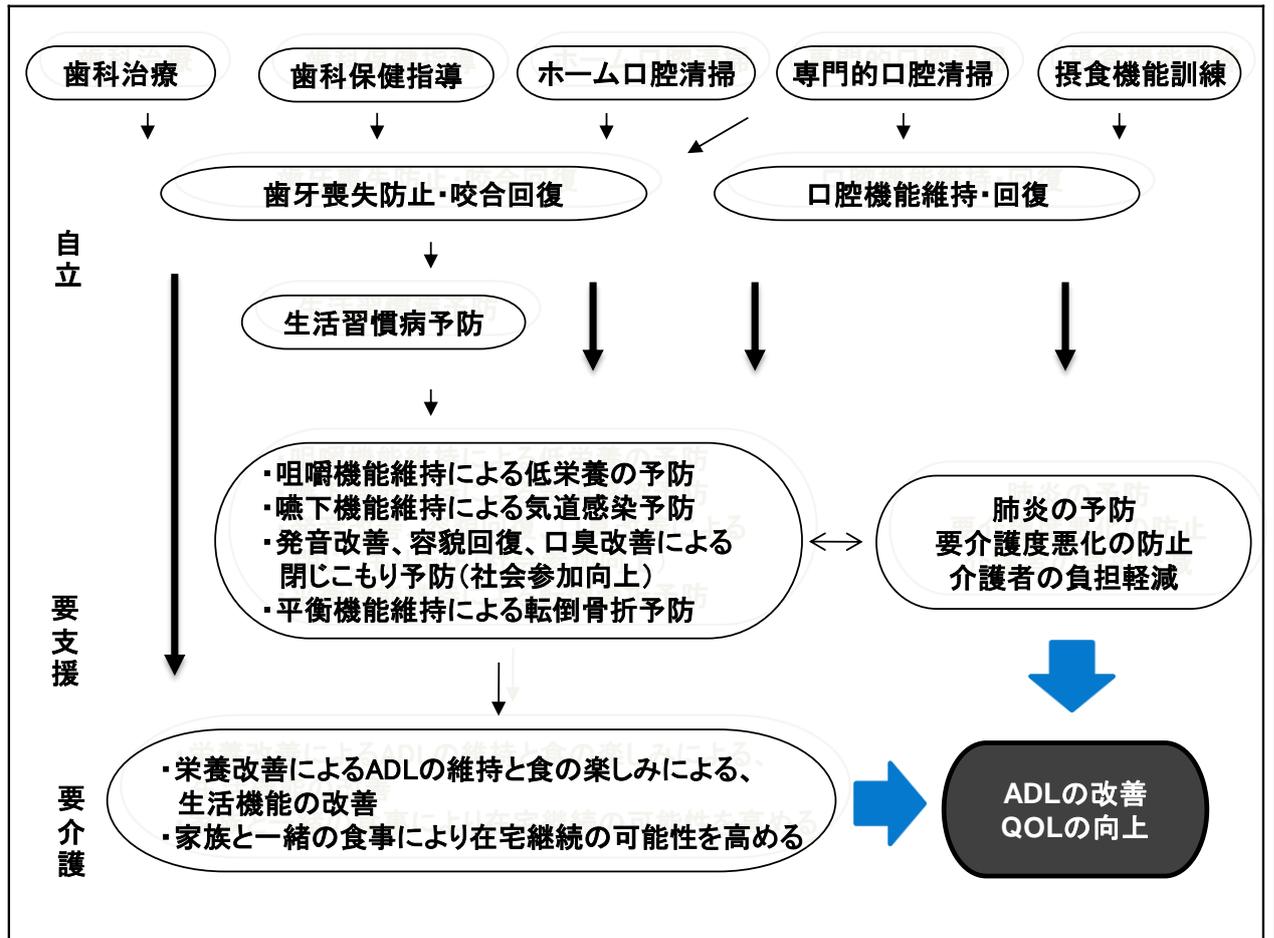
＝歯科訪問診療について＝

歯科訪問診療とは、寝たきりや施設に入所し歯科医院に通えない方のために歯科医師・歯科衛生士が自宅または施設まで訪問し治療を行います。訪問診療は口腔疾患の治療や口腔のケアで清潔に保つことによって、疾病を予防、改善し、全身状態（ADL）の改善と生活の質（QOL）の向上を目的として行われております。安心して自分らしい生活ができるように、通院ができないからとあきらめず、何でもお気軽にご相談下さい。

★主な診療内容

- ・ 歯の検診や口腔についての健康相談
- ・ う蝕、歯周疾患の治療
- ・ 義歯の作成、修理や調整
- ・ ホーム口腔ケアなどの歯科保健指導
- ・ 専門的口腔ケア
- ・ 口腔周囲のリハビリテーション
- ・ 摂食、嚥下リハビリテーションの協力
- ・ 他職種や高次医療機関との連携など

《 口腔管理が高齢者の健康や生活機能に与える影響 》



＝ 歯科訪問診療の申し込み ＝

堺市在住（美原区以外）の方は堺市在宅歯科ケアステーションに、美原区在住の方は狭山美原歯科医師会在宅歯科ケアステーションに電話にてお問い合わせください。FAXでも受け付けていますので申し込み用紙に必要事項を記載の上、送信してください。折り返し担当者から連絡します。堺市の地域医療連携が整備されていますので速やかに対応します。

※ 堺市在住（美原区以外）・・・堺市在宅歯科ケアステーション

TEL : 072-243-1902
 FAX : 072-243-3088
 受付 : 月・火・水・木・金
 午前10:00から午後4:00

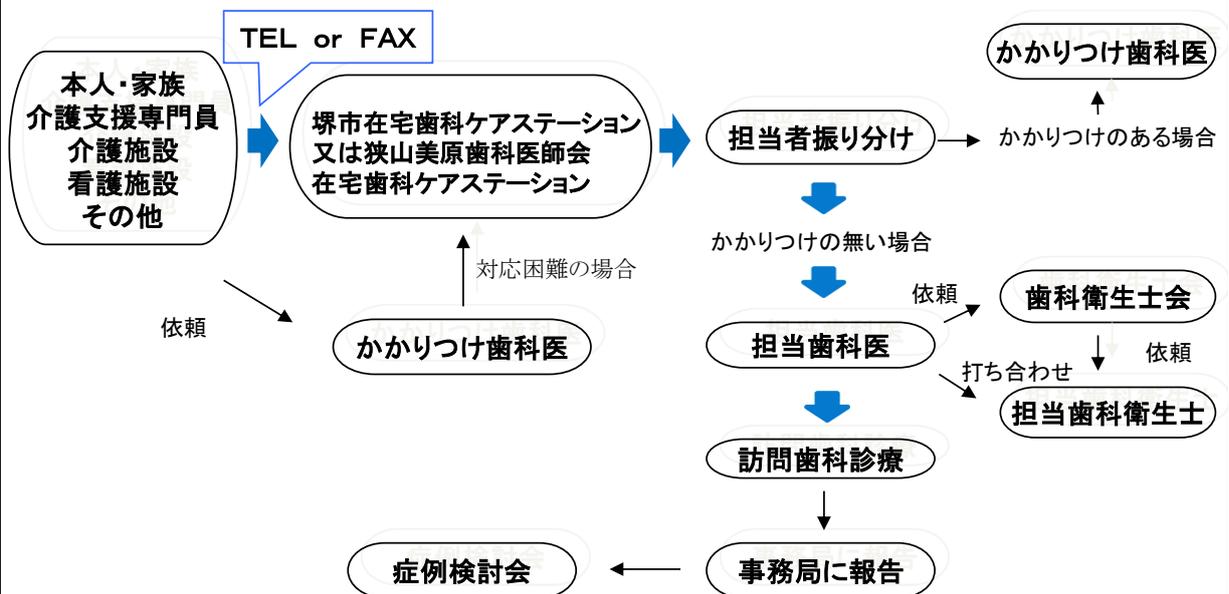
※ 会ホームページ (<http://www.sakai-da.or.jp>) にも「歯科訪問診療申込書」を掲載しています

※ 堺市美原区在住・・・狭山美原歯科医師会在宅歯科ケアステーション

TEL : 072-368-6650
 FAX : 072-368-6657
 受付 : 月・水・金
 午前10:00から午後2:00

※ 会ホームページ (<https://omda8020.com>) にも「歯科訪問診療申込書」を掲載しています

《 歯科訪問診療のフローチャート 》



(6) 薬剤師の居宅療養管理指導・在宅患者訪問薬剤管理指導について

薬剤師の 居宅療養管理指導 在宅患者訪問薬剤管理指導 について

在宅医療の健全な発展のため、薬剤師の訪問服薬指導（居宅療養管理指導）を提供できるサービス体制を整備致しております。

在宅でのお薬の管理・副作用防止・処方薬の提案・不要医薬品や医療廃棄物の処理など、在宅での治療から生活支援に至るまで、患者様の安全で安心な自立生活をサポートするため、積極的な取り組みを行っております。

在宅医療についての申込書を用意させて頂いておりますので、地域医療連携室まで電話又はFAX を頂ければ、在宅医療応需薬局をご紹介させていただきます。

堺市薬剤師会 地域医療連携室

電話 072-280-1873

FAX 072-280-1918

〒592-8335
住所 堺市西区浜寺石津町東 4-2-14
受付時間 月～金 9:00～17:00

【薬剤師の在宅医療におけるフローチャート】

